

甲府市企業立地マッチング促進事業実施要綱

平成29年10月26日

産第12号

(目的)

第1 この要綱は、甲府市（以下「本市」という。）と土地等情報を持つ宅建協会及び不動産協会が連携して、本市に立地希望する企業への情報提供を行うことにより企業立地の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 立地 市内において工場、ホテル・旅館、観光施設等の事業活動の用に供する施設を新設又は拡張することをいう。
- (2) 立地希望企業 立地を希望する企業等をいう。
- (3) 宅建協会 公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会をいう。
- (4) 不動産協会 公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部をいう。
- (5) 土地等情報 市内における土地又は施設についての売買又は賃貸借に関する情報をいう。
- (6) 情報提供者 県内に事業所を有する宅建協会及び不動産協会の会員をいう。

(情報の範囲)

第3 この事業で取り扱う土地等情報の範囲は、立地希望企業が立地を行うのに必要な土地等情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 立地に関して都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令又は本市の条例、規則、要綱等の規定に抵触するもの
- (2) 立地に関して甲府市総合計画、甲府市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針に合致しないもの
- (3) 市税等の滞納処分がある土地に関するもの
- (4) その他市長がこの事業の対象とすることが不相当と認めるもの

(情報提供の申請)

第4 立地希望企業は、この事業による土地等情報の提供を受けようとするときは、甲府市土地等情報提供申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(情報提供の依頼)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、甲府市土地等情報提供依頼書（第2号様式）を宅建協会及び不動産協会に送付し、土地等情報の提供を依頼する。

- 2 前項の場合において、市長は、宅建協会及び不動産協会に対し立地希望企業の名称、所在地その他企業が特定される情報を提供しないものとする。
- 3 市長は、第4に規定する申請の内容が立地希望企業と情報提供者との交渉を促進する

ことが困難と認められるときは、第1項の規定による依頼を行わない。

(情報の収集)

第6 第5第1項の規定により依頼を受けた宅建協会及び不動産協会は、情報提供者から土地等情報の収集を行う。

2 前項の場合において、宅建協会及び不動産協会が収集する土地等情報は、情報提供者が所有し、又は売買若しくは賃貸借の媒介の契約を締結している土地又は施設に係るものに限る。

(本市への報告)

第7 宅建協会及び不動産協会は、第6第1項の規定により収集した土地等情報を整理し、市長が指定する期限までに甲府市土地等情報報告書(第3号様式)により当該土地等情報及び当該土地等情報を保有する情報提供者に関する事項を市長へ報告する。

(立地希望企業への通知)

第8 市長は、第7の規定による報告を受けたときは、第4に規定する申請から3週間以内に、土地等情報及び当該土地等情報を保有する情報提供者に関する事項を甲府市土地等情報通知書(第4号様式)により立地希望企業に通知する。

2 前項本文の場合において、市長が第7の規定により宅建協会及び不動産協会から同一の土地等情報について報告を受けたときは、最も価格が安価な土地等情報及び当該土地等情報を保有する情報提供者に関する事項のみを立地希望企業に通知するものとする。

(連絡調整等)

第9 立地希望企業は、第8第1項の規定により通知された土地等情報について交渉を行うおうとするときは、当該土地等情報を保有する情報提供者へ連絡しなければならない。

(状況報告)

第10 市長は、立地希望企業に対し、土地又は施設に係る契約交渉の状況について報告を求めることができる。

2 立地希望企業は、第8第1項の規定により通知された土地等情報の土地又は施設の売買契約若しくは賃貸借契約が成立したとき又は成立の見込みがないときは、その旨を交渉結果報告書(第5号様式)により市長に報告しなければならない。

3 市長は、立地希望企業から前項の規定による報告を受けたときは、その旨を物件情報提供結果報告書(第6号様式)により宅建協会または不動産協会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第11 宅建協会及び不動産協会並びに情報提供者は、この事業の実施に関して知り得た情報を、立地希望企業の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 立地希望企業は、この事業の実施に関して知り得た情報を、情報提供者の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(本市等の責任の範囲)

第12 第8第1項の規定による通知後に行われる立地希望企業と情報提供者との間の立地に関する連絡調整、交渉、契約その他の行為については、本市並びに宅建協会及び不

動産協会は、一切の責任を負わない。

2 立地希望企業及び情報提供者は、当該企業が立地を行うに当たり適用を受ける都市計画法、建築基準法、消防法その他の法令及び本市の条例、規則、要綱等の規定について責任をもって確認しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。